

随意契約理由書（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号該当）

業務名称：大阪府立青少年海洋センターファミリー棟ボイラー取替工事

府立青少年海洋センターファミリー棟（以下「海風館」という。）は、青少年の健全育成を目的としたレクリエーションの場である府立青少年海洋センターに隣接する宿泊施設として、平成 6 年 7 月に泉南郡岬町淡輪に設置された府立施設で、府からの委託料ゼロを条件とし、指定管理者による運営を行っています。

海風館は、コロナ禍による経営状況の悪化により、前指定管理者（令和 2 年度末で指定管理期間満了）からの申し出により、令和 2 年 11 月から臨時休館しました。また、令和 3 年度からの新たな指定管理者の公募を行うも応募が無く、令和 3 年 4 月からは電力はじめ設備系統を完全に停止した状態での臨時休館となっています。令和 3 年度に、再度、指定管理者の募集を行ったところ、ようやく 1 者からの応募があり、令和 4 年 4 月 1 日からの運営再開に向け準備を進めてきました。

ところが、長期間にわたる休館の影響により、施設内の電気設備の点検において、電気設備内の制御装置・回路等の不良箇所が確認され、不良箇所特定のため令和 4 年 3 月 11 日に実施した耐圧試験において、高圧引込ケーブル絶縁体の劣化も判明し、運営開始のために電気設備及び高圧引込ケーブルの改修・取替を行う必要が生じました。令和 4 年 8 月 24 日に左記工事が完了し、指定管理者にて通電再開に向けた手続きを進めさせ、並行して府の方で施設内の設備の点検を進めておりました。

今般、点検を行う中で、給湯ボイラー 2 基（大浴場及び客室浴槽用）について、前指定管理期間に保守点検を受託していた A 社より、ボイラー本体が経年劣化と長期間稼働停止していた影響により使用不可・修理不可の状態となっており、本体ごと取替の必要があるとの指摘を受けました。そこで A 社のほか、府立青少年海洋センターでの空調関連の施工実績がある B 社、(株)福井設備工業に対し、見積書作成と納期の確認を依頼しました。

その結果、(株)福井設備工業から最も低い見積額の提示があり、また、納期も 3 月末までに間に合うとの回答がありました。なお、A 社、B 社は、いずれも納期は 3 月末までには間に合わないため、発注するなら来年度にされたいとの回答でした。

海風館は来年度早々に営業再開が予定されており、一刻も早く府民利用に供するためには、直ちに当該ボイラーの取替を行う必要があることから、見積を徴取した事業者の中では唯一 3 月末までの施工が可能であり、また、過去にヨットハウスのボイラー取替工事を誠実に施工した実績をもつ(株)福井設備工業と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定により随意契約にて契約を締結するものです。